

日本労働年鑑 第52集 1982年版
The Labour Year Book of Japan 1982

第二部 労働運動

XII 人権擁護運動

1 刑事再審を求める運動

免田事件

一九八〇年一二月一二日、最高裁判所第一小法廷は、免田事件(本年鑑一九八一年版、三八六頁参照)にかんして、再審開始を認めた福岡高等裁判所の一九七九年九月二七日付決定にたいする検察官の特別抗告を棄却し、ここに免田事件の第六次再審請求は、再審開始が確定した。最高裁の一九七五年五月二〇日付、白鳥事件の決定いらい、再審請求の要件は緩和されたとみられていた。しかし、免田事件の第六次再審請求は、熊本地裁八代支部により、白鳥決定のあと、この決定の趣旨をふまえたうえで、なおその請求が棄却されていたのであるが、この棄却決定が福岡高裁によって取り消され、さらにこれが最高裁によって支持されたことは、再審請求の運動に新しい展望をきりひらいたものといえよう。とくに、在監中の死刑確定囚の再審請求が確定した例としては、わが国の刑事裁判史上、はじめてのものであった。

すでに再審請求を認めた福岡高裁の前記決定はつぎのようにその理由を説いていた。「……原第一審判決が請求人を有罪とした最も主要な証拠は、請求人の自白と鑑定結果回答書であり、船尾鑑定は、東京高等裁判所の上田勝治にたいする証人尋問調書謄本、原審における馬場止、多良木利次、福崎良夫および矢田昭一の各証人尋問調書と相俟って、右鑑定結果回答書中、本件鉦に付着していた血痕の血液型がO型であるとする点につき、その信用性に多大の疑念のあることを明らかにしたものであり、それ自体、請求人の自白調書の信用性に影響を与えるほか、右自白調書には犯行の態様や犯行後の足どりの点につき疑問が存し、自白調書の信用性、ひいては原第一審判決の第三の事実の有罪認定に重大な影響を有するものであることは否定しがたいというべきであり、右判決当時、かりに船尾鑑定や矢田鑑定、原審における検証調書等が提出されたとした場合、後記二の4のとおり、請求人が鉦を高原の土中に埋めたとの請求人の供述部分が信用し難いことと相俟って、請求人の着衣に付着血痕がみられないことや、逃走口に関する請求人の自白調書の信用性についての疑念等を加味するまでもなく、原第一審判決の請求人にたいする有罪認定には多大の合理的な疑いを生じ、遂にこれを払拭しがたく、有罪の言渡にはとうてい到達しえなかったものと断ぜざるをえない。」

最高裁の前記決定は、検察官の抗告理由が「適法な抗告理由にあたらぬ」としたうえで、さらに「原決定の判断は正当として是認することができる」として、積極的な判断をしめしたのである。

再審請求人の免田栄氏は、一九四八年一二月に、熊本県人吉町でおこった殺人事件の犯人とされて、死刑判決が確定していたが、三十余年にわたる無実の主張がようやく陽の目を見ることになった。この間、六回にわたる再審請求について、裁判所の決定がおこなわれたことは一五回に及んだ。

日弁連会長谷川八郎氏は、一九八〇年一二月一二日に免田事件にかんする会長談話を発表した。その後半はつぎのように述べていた。「今回の決定は死刑再審事件について再審開始が確定した初めての事件であり高く評価される。しかし、この再審事件については実に二九年の歳月を要した。このことは現在の再審制度に如何に多くの欠陥があるかを示すものである。この欠陥を是正するため日弁連が提案している再審法改正案が一日も早く実現することを期待する。」

このようにして、免田氏にたいする死刑判決は、裁判のやりなおしによって再審査されることになったが、免田氏は依然として拘置されたままであった。死刑の執行は停止されたが、その身柄の自由は回復されず、すべては再審裁判の判決の結果に委ねられることになった。免田氏を救援する側や、日弁連などは、再審開始決定の確定によって、身柄を釈放すべきであるという見地にたつて、裁判所、検察庁、法務省などとの交渉にあつたが、法務当局は、再審開始決定が確定しても、死刑が確定した受刑者としての身分は消えるものではなく、再審裁判を受ける被告人としての身分とを併有することになる、という見解のもとに釈放要求に応じなかった。再審開始決定確定後の刑事被告人の身柄の自由は、刑事訴訟法のうえで 明文を欠いており、これも現行再審法制の重大な欠陥を示すものといえよう。

免田事件の第一回再審公判は、一九八一年五月一五日、熊本地裁八代支部でひらかれた。

徳島事件

免田事件について、再審開始決定が確定した翌日、一九八〇年一二月一三日に、徳島地裁は故富士茂子氏の再審請求(本年鑑一九八一年版、三八七頁参照)について、開始決定をおこなった。故富士茂子氏は、五度目の再審請求の審理がほぼ終結に近づいていた一九七九年一月一五日に死去したが、その実妹たちがこの請求をひきついで、冤罪を晴らす努力をつづけていた。

この決定は、一二〇〇頁に及ぶ長文のもので、有罪判決のあやまりを詳細に分析し、すすんで「亡富士茂子は無実であることが明らか」であると断定し、他に外部から侵入して犯行をおこなった「外部犯人の証跡」をも指摘していた。

とくにこの決定は、捜査の方法をきびしく批判し、「典型的な見込捜査」による誤判であることを明らかにした。決定は「本件捜査の看過し難い特徴」という項を設けて、つぎのように述べていた。「右の犯人像の想定を出発点として、直ちに、しかも強引としか言いようがない身柄捜査に移行してしまったことである。その際、本件における重要物証である筈の七首、懐中電灯、切断された電話線、電灯線、犯行現場の状況を物語る実況見聞調書等、犯罪の客観的部分を語る証拠との照応関係が十分な考察の対象とされた形跡はない。」「本件捜査は、先ず物証とその科学的鑑定、犯行現場の重視等、犯罪の客観的部分に依拠しつつ徐々にその主体(犯人)に肉薄するという捜査の常道から出発したのではなく、或る犯人像の想定、関係者の身柄拘束、それへの供述の強制、という典型的な見込捜査として出発し、そして終末した。」

誤判をささえた重要証人となった西野、阿部両証人の調書について、決定はつぎのように指摘する。「右の大量検面調書、検察事務官面前調書、裁判官による証人尋問調書は、それぞれ矛盾し、動揺変転し、その内容については経験則上容認し難い部分を数多く包括している。これらは両名が自らの記憶を辿り、幾度かの躊躇逡巡を経たのち徐々に真実を吐露するに至ったものと見るには余りにも不合理、不自然な態様のものであって、むしろ捜査する側の、その時々の必要性に応じて適宜変更され訂正されて来た作文的供述と見られる。」「この竹と木の接着剤の役割を担わされたのが未成年の西野と阿部であったのである。両名は、かような不幸な接木の役割を、検察官という国

家権力により託され、背負わされ、早天の熱砂の中をその重味に耐え乍らひたすら歩くしかない可哀そうな駱駝のようなものであった。」

この決定について、同日、弁護団はつぎの声明を発表した。

【弁護団声明】

本日、徳島地方裁判所は徳島ラジオ商事件について、再審を開始する旨の決定を下した。これは、故富士茂子さんが一貫して無実を叫びつづけ、これまで五度にわたって再審を申立てていたことに対し、今回裁判所がはじめて真剣に受けとめ、積極的に審理してきたことのあらわれであり、また、裁判所が謙虚な気持ちで過去の判決に対し、批判の目を向けたものとして高く評価する。この決定はつくられたえん罪の構造にまで立入り、争点の一つ一つについて詳細な判断を示したうえで、原判決には多大の疑問点があり、とうてい維持しえないという心証形成に至ったものであり、もともとこの判決がいかにデタラメなものであったかを裏付けるものである。

我々は、今回の決定が今後の再審の流れの中で極めて重要なものであるという点において積極的意義を認めるとともに、これまで故富士茂子さんがあの小さな体で亡くなる間際まで自己の無実を晴らすべく筆舌に尽くし難い努力を続けてきたことを思うとき、そのあまりに長かった歳月と数多くの障害があったことにあらためて批判を加えなければならない。この事件は、国家権力を行使する立場にある者の予断と偏見がいかにも恐ろしい結果を招くかということについて我々に教えている。このようなえん罪が二度とくりかえされないことを捜査当局および裁判所に強く要望するとともに検察庁はこの決定を厳粛に受け止め、これ以上いたずらに無用な争いをすべきではない。我々は富士茂子さんの無念が完全に晴れる日まで今後とも奮闘することを決意する。

昭和五五年一二月一三日
徳島事件弁護団

ところが、徳島地検は、一九八〇年一二月一六日、この決定にたいして即時抗告を申し立てた。再審開始決定の確定は妨げられ、高松高裁に移審されることになったのである。

再審開始決定にたいして、このように検察官が執拗に争う態度については、非難がつよい。

財田川事件

財田川事件(本年鑑一九八〇年版、三八二頁参照)について無実を訴えて再審を請求してきた谷口繁義氏にたいし、高松高裁は一九八一年三月一四日に、検察官の抗告を棄却し、高松地裁がさき一九七九年六月六日におこなった再審開始決定を支持した。

三月一七日、高松高検は、この決定にたいする特別抗告をおこなわない旨を表明したので、ここに財田川事件の再審開始は確定するにいたった。在監中の死刑確定者にたいする再審開始の確定は、免田事件に次いで、わが国刑事裁判の歴史のうえで、二番目のものとなった。

この事件では、着衣の血痕付着の有無が争われ、高松地裁の決定では血痕付着とその血液型にかんする古畑種基の鑑定書二通のすべてについて否定的判断を示した。高松高裁の決定は、古畑鑑定の一通についてはその判断を変更し、O型血液の付着が認められるとしたが、しかしこれは犯行時のものではない疑いがあるとして、結論として高松地裁の決定を支持したのであった。

近く高松地裁で再審公判が開廷される予定であるが、この事件の発生は一九五〇年二月二八日のことで、発生以来すでに三一年を経過している。死刑確定は一九五七年二月であったから、それからでも二四年の月日が経過している。この間、死刑が執行されなかったのは、僥倖であったといわねばなるまい。

なお、この事件の場合も免田事件と同様に再審は確定しても、身柄はひきつづき拘置されており、再審開始確定後の身柄の自由について、深刻な問題を提起したのである。

その他
東京地裁は牟礼事件について、その第七次再審請求を、一九八一年二月二三日に棄却した。再審をはばむ壁はまだ厚いことを示していた。

広島地裁は、さきに再審裁判で無罪が確定した故加藤新一氏(一九八〇年四月二九日、八九歳で死去)の遺族のおこなっていた、誤判(加藤事件[本年鑑一九七八年版、四二六頁参照])を理由とする国家賠償請求について、一九八〇年七月一五日に請求棄却の判決をおこなった。

また、一九八一年四月二七日、青森地裁弘前支部は、さきに再審裁判で無罪が確定した那須浩氏とその家族の請求していた、誤判(弘前大教授夫人殺し事件[本年鑑一九七八年版、四二五頁参照])を理由とする国家賠償請求について、九六〇万円余の賠償を命ずる一部勝訴の判決をおこなった。那須氏らは、九七〇〇万円余の請求をおこなっていたが、裁判所は公訴提起についての検察官の過失を認めるにとどまり、また家族の請求はすべて棄却した。

日本労働年鑑 第52集 1982年版
発行 1981年11月30日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 労働旬報社
2001年9月18日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1982年版(第52集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
